

目黒区特別職報酬等審議会（第2回）次第

元年年11月8日（金）午後3時～

総合庁舎4階 特別会議室

はじめに（総務課長）

○ 審議会（進行：会長）

1 開 会

（傍聴者があれば入場）

2 資料に関する説明、質疑応答（総務部長）

配布資料の確認（総務課長）

- ・ 第1回会議録
- ・ 審議会の論点整理
- ・ 答申に向けた検討素材（盛り込むべき内容・論点の確認等資料）

3 審 議

（1）議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の額等について

（2）施行時期について

4 今後の進め方

5 閉 会

終 了

審議会の論点整理

I 議員報酬、区長等特別職の給料の額及び期末手当の額について

1 議員報酬、特別職給料等の改定経過

- (1) 昨年、一般職の勧告実施が見送られたため、議員報酬、区長等特別職給料等の改正も行わなかった。
- (2) 現行の議員報酬、区長等特別職給料等は、一昨年の当審議会答申に沿って平成30年1月1日付の条例改正により支給している。
- (3) 平成23年～平成27年まで、緊急財政対策に伴う特例減額措置を実施しており、この間は勧告を反映した改正は行っていない。
- (4) 議員報酬は、平成22年、平成26年、平成27年の当審議会諮問の対象外とし、平成28年の答申を踏まえた改正も見送っている。
- (5) 区長等の常勤の特別職には、給料月額の20%の地域手当が支給されている。(26年度までは18%)

※「勧告」=特別区人事委員会勧告

2 元年の人事委員会勧告の概要と試算

- (1) 元年の人事委員会勧告は、月例給 $\triangle 2,235$ 円、-0.58%の引下げ、期末・勤勉手当0.15月引上げ(4.50月→4.65月)となっている。
- (2) 議員報酬、特別職給料等年額の現行額及び、元年勧告分を反映させた試算額の比較は、裏面別表のとおりである。

II 施行時期について

- 1 一般職員については、増額改定の場合は4月1日に遡って施行し、減額改定の場合は、遡らないが所要の措置を行っている。
- 2 区長等の特別職は、慣例として遡及しておらず、早期に反映させる趣旨から改正の翌月から実施している。

別 表

■ 区長等特別職の現行本則に元年特別区人勧を反映して試算

(単位=円)

現行	区分	勧告内容	区長	副区長	教育長	代表監査
	令和元年4月1日給料月額(平成30年1月1日施行)		1,061,000	849,000	743,000	632,000
	現本則年収	A	21,464,560	17,175,694	15,031,261	12,785,676

■現行本則に元年特別区人勧を反映した給料月額		-0.58%	1,055,000	844,000	738,000	628,000
試算	改定試算年収(含む期末:3.45月⇒3.60月)	B	期末0.15月	21,610,620	17,288,496	15,117,192
	改定差額(B-A)			146,060	112,802	85,931

注:年収=(給料月額+地域手当)×12+期末手当

● 議員の現行本則に元年特別区人勧を反映して試算

(単位=円)

現行	区分	勧告内容	議長	副議長	委員長	副委員長	議員
	令和元年4月1日報酬月額(平成30年1月1日施行)		907,000	794,000	659,000	629,000	599,000
	現本則年収	C	15,355,510	13,442,420	11,156,870	10,648,970	10,141,070

■現行本則に元年特別区人勧を反映した報酬月額		-0.58%	902,000	789,000	655,000	625,000	596,000
試算	改定試算年収(含む期末:3.40月⇒3.55月)	D	期末0.15月	15,467,045	13,529,378	11,231,613	10,717,188
	改定差額(D-C)			111,535	86,958	74,743	68,218

注:年収=報酬月額×12+期末手当

答申に向けた検討素材（盛り込む内容・論点の確認等資料）

資料2

■ 「はじめに」として

- 当審議会は、令和元年10月31日、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、目黒区長から「議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額」について、意見を求める旨の諮問を受けた。
- 区長からの諮問に対し、当審議会は、各委員が公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行った。
- 審議に際しては、令和元年の特別区人事委員会勧告をはじめ、目黒区の行財政改革の取組状況、財政収支の見通し等の説明を受けた。
- 議員報酬・特別職給与の23区比較、報酬・給料等の改定経過、議員報酬・特別職給与の改正試算等の資料のほか、今後の区財政の収支見通しなどを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職員の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮しつつ、広範な視点から検討を重ねた。

■ 「議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額並びに期末手当の額」について

(1) 議員報酬及び区長等の給料の額並びに期末手当の状況

- 議員報酬に関しては、議会における報酬等の自主的な見直しの検討のほか平成24年度から平成27年度までの4年間、議員報酬の減額措置が行われていた。これに伴い、平成22年以降の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定は行っておらず、平成28年4月から本則に復したところである。
- その後、平成28年度の当審議会において、区長からの諮問を受け、「平成22年及び平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させた上で、改定を行うことが妥当である。」との答申を行ったが、区議会の意向を踏まえ、区議会議員の報酬等に関しては条例改正案の提出を見送ることとした。
- 前記2点の経過を踏まえ、平成29年度の当審議会において、28年度の当審議会の答申の趣旨を踏襲して、区長の改定経過を踏まえ、28年度分も含めて清算するか、本則に29特別区人勧を反映させた改定とするかについて各委員の意見を聴取し、その結果、審議会としては本則に29特別区人勧を反映させた改定とすることが適当とした。
- 区長等特別職の給料の額及び期末手当の支給月数に関しては、平成2

3年度から平成26年度までの間の緊急財政対策に伴う減額措置の終了に伴い、平成27年4月に本則に復した後は、当審議会の答申を受け、特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率並びに一般職員の給与額との均衡を勘案し、直近では、平成30年1月に改定を行っている。

- 平成30年度においては、一般職給与の勧告実施が見送られたため、均衡の観点から、議員報酬、区長等特別職給料等の改正も行わなかった。
- こうした経過を経て、現在、23区の議員報酬、特別職給与年額の比較（令和元年6月1日現在）によると、議長等の議員報酬、区長等の給与の年額は、それぞれ20位前後と、23区の中で下位に位置している。

（2）議員及び区長等特別職の役割と職責

- 刻々と変化する社会経済状況、景気は回復基調にはあるものの、歳入面では、ふるさと納税による影響や法人住民税のさらなる国税化、地方消費税の清算基準の見直しによる減収等、大幅な增收は見込めない一方、歳出面では、医療、介護などの社会保障費の増や子育て支援施策の拡充等により経常経費が増えるとともに、特別養護老人ホーム等の整備支援に伴う経費負担の増も見込まれるなど、予断を許さない本区の財政状況の下で、複雑・多様化する区民要望への的確な対応、主体的・自律的な行政運営及び効率的で区民から信頼される区政を更に推進していくことが、区には強く求められている。
- 区政運営の最高責任者である区長をはじめ特別職には、より一層の高度な判断と実行力が求められており、その役割と職責は極めて重要である。
- 二元代表制の一翼を担う区議会にあっては、主体性・自律性を發揮しながら、区の意思決定と行政のチェックを行う機関としての重責を担つており、区議会議員の役割と職責はますます重要となっている。

（3）検討に当たっての留意点

- 議員報酬、区長等特別職の給料等の見直しに関しては、民間給与等の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生計費及びその他経済情勢等に鑑み行われた特別区人事委員会勧告の趣旨や内容、これを踏まえて改定される本区一般職員の給与の状況を十分考慮する必要がある。
- 区議会議員及び区長等特別職の役割と職責は、ますます重くなる傾向にあるが、報酬等を検討する場合は、一般職員の給与との均衡、本区の財政状況及び他区の状況などを総合的に勘案することが重要である。
- こうした視点を踏まえ、議員報酬、特別職給料の額の検討に当たって

は、報酬月額、給料月額のみではなく、地域手当及び期末手当についても含め、年額ベースで総合的に比較検討を行うことが望ましい。

(4) 改定の試算

- 令和元年10月21日に行われた特別区人事委員会勧告は、職員の月例給で△0.58%、平均2,235円の引き下げによる公民較差解消、期末・勤勉手当の0.15月分の増（一般職現行4.5月→4.65月）を勧告するものである。
- これまでの経過も踏まえ、議員報酬及び区長等特別職の給料額等について、一般職員の給与との均衡を失しないこと、それぞれの職責に見合った額となることや各職との均衡を確保すること等に配慮する観点から試算を行う必要がある。

■ 改定の実施時期について

- 一般職員については、増額改定の場合は4月1日に遡って施行し、減額改定の場合は、遡らないが所要の措置を行っている。
- 区長等の特別職については、これまで、慣例として遡及はしないこととし、できる限り早期に反映させることが妥当であるとして、条例改正後の月初めの日から実施することを当審議会は答申してきている。
- これらの状況を勘案し、施行時期を条例改正直後とするとの適否について、検討を行う。

■ 「審議のまとめ」に向けて

- 以上を踏まえ慎重に審議した結果として、議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について、答申としてまとめる必要がある。
- 一般職員の給与改定については、現在、区長会において労使交渉が行われており、当審議会の最終のまとめと並行している。当審議会は、特別区人事委員会勧告に沿って一般職員の給与条例の改正が行われることを前提に、検討し、結論を出すものであり、答申には、審議結果のまとめ、各職ごとの改定額及び改定の実施時期について書き込むものである。

■ 「意見・要望」、「おわりに」として

以下のような内容を意見・要望として盛り込むか検討する必要がある。

- ・ 景気は回復基調にはあるものの、税制改正などの影響により引き続き予断を許さない財政状況が見込まれる中で、区長等特別職は区政運営の

最高責任者として、より効果的で効率的な行財政運営に最大限の努力をし、区民の負託に応えるべく、区政の推進に取り組むこと。

- ・二元代表制の一翼を担う区議会においては、区の意思決定と行政のチェックを行う機関としての役割と職責を更に果たすこと。
- ・魅力あるまちづくりを進め、税収の増加に取り組むことや、喫緊の課題である少子高齢化対策の充実、老朽化などに伴う区有施設の見直し及び新たな行政需要への積極的で的確な対応を要望すること。
- ・当審議会の審議内容を最大限尊重し、実施に向けて努力すること。

以 上